

意見案第1号

精神障がい者も含めた医療制度の創設を求める意見書

現在、精神障がい者の医療費助成として自立支援医療制度があるが、精神科の通院のみで、他の診療科目は3割負担となっている。また、道の重度心身障がい者医療費助成制度は、精神障がい者は1級手帳所持者の通院のみの適用となっている。

精神障がいの疾病特性として、気分の不安定性や意欲の低下から継続的に就労することが困難であり、自己の健康管理が難しいことや向精神薬の副作用から、肥満や高血糖、眼科、歯科などの疾患を併発している当事者が多く、その医療費の3割負担が重くのしかかっているため、経済的に困難な生活を余儀なくされている。

また、精神障がい者は、その疾病特性などから一般就労が難しく、高齢な親と同居する方も多い状況にあり、経済的にも家族に多大な負担となっていることから、医療費負担の軽減策は、当事者だけでなく家族にとっても大変な救済になる。

こうした医療費助成制度は、全国全ての都道府県・市町村がそれぞれ独自の方式により実施しており、事実上のナショナルミニマムと言えるが、自治体の財政力等により、そのサービス水準には格差が生じていることから、国において、精神障がい者も含めた、全国一律の公費負担医療制度の創設が急がれている。

よって、国においては、障がい者の自立と社会参加の促進の観点からも、精神障がい者を含めた医療制度の創設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
規制改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨